

# 令和6年1月から

## 産前産後期間の国民健康保険税を免除します！

### ●対象者

白糠町国民健康保険に加入されている方で令和5年11月以降に出産予定又は出産された方

※妊娠85日以上の方が対象です。

流産（人工妊娠中絶を含む）、死産及び早産の場合も対象となります。

### ●免除期間

出産予定日又は出産日の属する月の前月から翌々月の4か月間

（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間が免除となります）

### ●免除内容

令和6年1月以降対象となる期間の所得割額及び均等割額

### ●届出方法

届け出は出産予定日の6か月前から可能です。

「産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類のコピーと併せて、税務課税務係の窓口へお持ちいただくか、郵送にて提出してください。

### ●届出開始日

令和6年1月4日から（施行日：令和6年1月1日）



### 【届出時に必要な書類】

#### ①母子手帳の写し

「**表紙**」及び「**分娩予定日**」が記載されているページが必要になります。

②世帯主及び出産される方以外の方が届け出る場合、運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類の写しが必要になります。

### 単胎妊娠の場合（免除期間の例）

令和5年			令和6年					
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
×	出産	×	○					
	×	出産	○	○				
		×	出産	○	○			
			○	出産	○	○		
				○	出産	○	○	
					○	出産	○	○

### 多胎妊娠の場合（免除期間の例）

令和5年	令和6年					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
×	○	○	出産	○	○	
	○	○	○	出産	○	○